

低所得の子育て世帯に 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、国の財源から給付金を支給します。

1 対象

(1) 低所得のひとり親世帯（以下①～③のいずれかに該当する世帯）

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ②公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が児童扶養手当を受給している人と同水準まで下がった世帯

(2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯（以下①、②のいずれかに該当する方）

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受け、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②①以外の世帯で、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児は20歳未満）の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯、または新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が住民税均等割非課税相当になった世帯
※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに生まれる児童も対象となります。

2 支給金額

児童1人につき50,000円

3 申請期間及び支給日

対象	申請期間	支給日（予定）
(1)	① 申請不要	6月2日（木）
	②③ 6月1日（水）～令和5年2月28日（火）	申請後おおむね1か月以内
(2)	① 申請不要（ただし、公務員は除く）	6月23日（木）
	② 7月1日（金）～令和5年2月28日（火）	申請後おおむね1か月以内

※（1）の①は、支給日に児童扶養手当と同じ口座へ振り込みます。

※（2）の①は、支給日に児童手当または特別児童扶養手当と同じ口座へ振り込みます。

4 申請方法

申請書を記入のうえ子ども支援課へ提出。

※申請書は、市ホームページからダウンロードすることができます。

必要書類など詳細は市ホームページをご覧ください。

記者発表資料
令和4年5月31日
子ども・健康部子ども支援課
支給グループ
担当者／主任 小林 尚美
電話番号／048-473-1111
内線2445

志 木 市